

## 年間ご利用料金

ご利用人数 1 名様につき

年間 27,000 円 (消費税別途)

## お申し込み方法

1. 次ページのお申し込み用紙をプリントアウトしてください。
2. ご利用条件、ライセンス許諾契約書の内容をご熟読の上、ご署名ください。  
またお申し込み用紙に、お名刺のコピーの添付とご連絡先をご記入ください。
3. お申し込み用紙を弊社まで FAX にてご送付ください。  
FAX: 03 - 5511 - 7541
4. FAX が弊社に到着後、お申し込み用紙のご連絡先に、弊社より確認の連絡を差し上げます。

\* 1

### 確認内容

- ① AA Library のご送付先とご送付の方法 \* 2
- ② ご請求書の宛て先
- ③ 代金のお支払い方法

5. 確認が済み次第、弊社より AA Library のご請求書の発行手続きを開始いたします。

\* 1 FAX をご送付いただいた後、翌営業日までに連絡がない場合は、お手数ですが弊社までお電話にてご連絡ください。

\* 2 AA Library のご送付の方法は以下の通りです。  
e-mail にて PPT ファイルをご送付申し上げます。

ご不明な点がございましたらお気軽に下記までお問い合わせください。

イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社

TEL: 03-5511-7580 e-mail: [products@ibbotson.co.jp](mailto:products@ibbotson.co.jp)

〒105-0004 東京都港区新橋 1-1-1 日比谷ビルディング 6F

## AA Library 2018 お申し込み用紙

FAX:03-5511-7541

御連絡先

御氏名	
貴社名	
e-mail アドレス	
お電話番号	
こちらにお名刺の拡大コピーを添付してください。 お名刺がない場合は、お手数ですがご請求書のご送付先をご記入ください。	
ご請求書の宛名	
ご請求書の送付先	

※ お申し込みの際は、次ページ以降のご利用条件、ライセンス許諾契約書の内容をご熟読ください。

ご利用条件およびライセンス許諾契約書記載の条件に同意し、AA Library 2018 の購入を申し込みます。

(ライセンシー署名欄)

お名前 \_\_\_\_\_

お申込日 \_\_\_\_\_

## AA Library のご利用について ～お申し込みの前に必ずお読みください～

イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社

AA Library のご利用お申し込みの際は、以下のご利用条件および裏面の使用許諾契約を必ずお読みいただき、これらにご同意いただいた場合のみお申し込みください。弊社宛に申込書をご郵送、もしくは FAX でご送付いただいた場合、以下のご利用条件ならびに使用許諾契約すべてにご同意いただいたものとみなしますので、あらかじめご了承ください。尚、弊社は、使用許諾契約の内容を変更することがあります。その際にはこれらの改訂版を弊社 Web サイト上に掲載いたしますので、定期的に最新の内容をご確認くださいませよう、宜しくお願い申し上げます。

### ご 利 用 条 件

#### ● 著作権等、ならびにご利用可能な範囲

- AA Library 上のすべての情報、著作物に係る著作権、知的財産権等は、特段の断りが無い限り弊社に帰属しております。
- AA Library のご契約者は、以下の範囲で AA Library をご利用いただけます。
  1. ご契約者は、セミナー等のプレゼンテーションにおいて著作物をプロジェクターなどで投影することができます。
  2. ご契約者は、個別相談や参加者が 50 名を超えない少人数のセミナーにおける顧客向け配布資料に著作物の転載、引用を行うことができます。

**禁止事項:** 上記 1、2 の範囲を超えて、AA Library の複製、修正、改作、変更、改変、また派生的な著作物や改良物を創作することは、事前に弊社からの書面での許諾が無い限り一切禁止いたします。また、ホームページなど Web サイトへの掲載や不特定多数の顧客向け配布資料への転載・引用については別途ご利用料金が発生いたしますので、弊社までご連絡ください。

#### ● ライセンスの譲渡禁止

- ご利用者が AA Library のライセンスを他人に対して譲渡、転売等を行うことは、一切禁止いたします。

#### ● 免責事項

- 弊社は、AA Library で提供する情報等の内容に関し、その正確性、有用性その他いかなる保証をするものではありません。AA Library のご利用で、何らかの損害（投資の損失等も含みます）が発生したとしても、弊社は一切責任を負いません。
- 弊社は、AA Library の提供ならびに収録データの更新を中断または中止することがあります。また、弊社は、AA Library に記載されている事項を予告なしに変更することがあります。これらの変更、中断、中止により生じるいかなる損害についても、弊社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

# AA Library ライセンス許諾契約書

## 第1条 ライセンスと所有権

1 ライセンス: イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社(“ライセンサー”)はライセンシーに、本ライセンス契約書記載の条件によって、著作物を使用する非独占的で譲渡不可であり、かつ取消し可能なライセンスをここに与える。

2 所有権: ライセンサーは著作物の排他的な所有者または排他的なライセンスを権利として保有する者である。ライセンシーは、いかなる部分においても著作物の所有者でない。著作物には著作権・商標権、その他知的所有権に関する法律及び国際的な条約により保護された財産的価値を有する情報が含まれている。ライセンシーはライセンサーの所有及び著作権表示の除去または変更を行ってはならない。

## 第2条 本契約の成立

本契約は、ライセンシーが申込書をライセンサーに送付し、ライセンサーが申込書を受領した時点で成立するものとする。

## 第3条 年間使用料の支払

1 本契約によって許諾される本著作物の使用の対価は別途ライセンサーが定めた年間利用料とし(以下、「年間利用料」とし、次条の規定により本契約が1年間延長される場合についても同様とする。

2 ライセンシーはライセンサーに対し、ライセンサーが請求書を送付した月の翌月末日までに年間利用料を一括でライセンサーが指定する口座に振込支払うものとする。なお、振込手数料はライセンシーの負担とする。

## 第4条 有効期間

1 本契約の有効期間は、ライセンシーが本著作物を契約した日から1年間とする。

2 本契約の有効期間が満了する4週間前までにライセンシーより本契約の延長の申し出があった場合、ライセンサーがこれに応じた場合、同様の条件で更に1年間延長され、以後も同様とする。

## 第5条 解約

本契約により付与されたライセンスは、ライセンス期間の延長にライセンサーとライセンシーが合意した場合を除き、契約日の1年後に終了する。ライセンシーが本ライセンス契約の各条項に違反したときは、ライセンスは自動的に失効する。ライセンスの期間満了または解約において、ライセンシーは直ちに在庫の資料を廃棄し、許諾が更新されるまで増刷しない。

## 第6条 著作物の使用

1 禁止されている行為への同意: ライセンシーは、コンピュータネットワークやマルチプル・セントラル・プロセッシング・ユニットに著作物をインストールしないことに同意する。ライセンシーは、本条第2項によって特に許可された著作物の使用範囲を越えて、バックアップの目的の場合を除き、いかなる方法によっても著作物を複製・修正・頒布・転載・移転・展示・公開しないことに同意する。ライセンシーは、本条第2項に規定していない限り、いかなる手段によっても著作物を第三者に入手可能な状態またはダウンロード可能な状態にしてはならないことに特に同意する。またライセンシーは、著作物を営業・広告用の印刷物に掲載または組みこまないこと、公開されたインターネットのサイトおよび自社内イントラネットのサイトに掲載しないことに同意する。

2 著作物の使用範囲の限定(電子プレゼンテーション): ライセンシーは、そのサービスを宣伝しあるいはその顧客に教育的サービスを提供する目的で著作物を使用することができ、かつ著作物の一部分または全部をライセンシーの資料の一部分に、またはパワー・ポイントないしそれと類似の電子的プレゼンテーション・フォーマットに組み込み統合することによって著作物を使用する権利を有する。ライセンシーは、電子的プレゼンテーション・フォーマットのみによって顧客に著作物を開示する権利ならびに特定のプレゼンテーション対象顧客向け配布資料を作成し配布する権利を有する。

3 ライセンシーの顧客による使用: ライセンシーの顧客は、著作物のいかなる部分も、媒体またはフォーマットの如何を問わず、それらの媒体・フォーマットに複製・修正・頒布・転載・移転・展示・公開するライセンスまたは他の資料に挿入するライセンスを有していない(即ち、許可されていない)。ライセンシーは、その顧客を含めて全ての第三者が著作物の許諾なき複製・模倣・修正・頒布・転載・移転・展示・公開を行うことのないようあらゆる合理的な手段を講じる。

4 画像・グラフの大きさの制約:ライセンサーは、電子的プレゼンテーション・フォーマットをプレゼンテーション対象顧客向け配布資料として印刷・複製する場合には、その画像・グラフの大きさはA4版(一辺 21cm、他辺 29.6cm)を越えてはならないことに同意する。

5 著作物の表示:ライセンサーは、ライセンサーのロゴ、画像(著作物に含まれているものを除く)および色配合を複製または再生しないことに同意する。

6 著作物の使用状態の開示方法:ライセンサーは、著作物の一部を使用して制作したプレゼンテーション資料の印刷出力コピーまたは電子的ファイル・コピーの1部を、完成後速やかにライセンサーに送付することによって、著作物の使用状態をライセンサーに開示する。

## 第7条 保証の制限

1 媒体物についての保証:購入請求書によって証明されるライセンサーへの到着日から90日間は、著作物を組み込んだ媒体物に通常の使用のもとで素材及び品質面での欠陥がないことをライセンサーは保証する。

2 ライセンサーの責任:ライセンサーは資料に含まれる情報を編集するために合理的な努力を行っているが、ライセンサーは著作物中の情報の真実性、正確性および適合性を一切保証するものではない。ライセンサーは望ましい結果を達成するために著作物を選択すること、著作物のインストール・利用および著作物から得られる結果についてすべての責任を負う。

3 免責:本書7(1)項に記載された媒体に関する保証は、ライセンサーによって提供される唯一の保証である。明示・黙示をとわず何らの保証なくして著作物は“現状のまま”で引き渡される。商品性についての黙示の保証、特別目的への適合性、所有及び非侵害の黙示の保証をライセンサーは特に否認する。ライセンサーは著作物に含まれる情報の機能がライセンサーの要求に合致することを保証するものではなく、利用が中断されないものまたは誤謬がないことを保証するものではない。著作物の品質と成果についての全体的なリスクはライセンサーが負う。万一著作物が不完全と立証されたときは、本書8(1)項に記載された媒体物に関する瑕疵の場合を除き、ライセンサーは必要なサービス、修理、あるいは修正にかかる全ての費用を負う。

## 第8条 救済手段:責任の制限

1 交換または返金:ライセンサーの全ての責任及びライセンサーの排他的な賠償は、本書7(1)項の制限された保証に見合っていないためにライセンサーに返却された媒体物の交換である。

2 修正の努力:ライセンサーが著作物の重大な誤謬や瑕疵を認識するに至った時点で、それらを修正するために努力を払うものとするが、修理が不可能であるかまたは修理がなされなかった場合には、ライセンサーは何らの責任を負わない。

3 責任の不存在:ライセンサーは損害発生の可能性または第三者からの損害賠償請求について通知されていたとしても、ライセンサーはメディアの使用あるいはメディアの使用不可能から生じた逸失利益、経費削減の利益喪失、その他間接損害または結果損害を含む全ての損害について、いかなる事態であろうとまたいかなる法律理論(不法行為、契約またはその他)によろうとも、ライセンサーあるいはその供給者には責任はない。

## 第9条 補償

(イ)ライセンサーに原因があつてまたはライセンサーが許可して、第三者が無権限で著作物の取得または利用を行ったこと、または(ロ)本書に規定したライセンサーの義務違反により発生した損害、損失及び費用全てについて、ライセンサーはここに、ライセンサー、その役員、取締役、社員、代理人、ライセンサー及び関連会社を防禦し、補償しかつ免責する。

ライセンサーは自らが選択した弁護士によって上記のいずれかに関する訴訟または法的手続きに関して防御する(義務ではなく)権利を有する。

## 第10条 細則

1 譲渡禁止:ライセンサーは与えられたライセンスまたは著作物のいかなる部分についてもライセンスの付与、譲渡、移転はできない。

2 存続条項:本書 1(2)、4、5、6(1)、6(3)、6(5)、7、8及び9項は、終了事由の如何を問わず、ライセンス契約の終了後も有効である。

3 データベースの所有者:本書7、8、及び9項において、“ライセンサー”という用語はライセンサーであつてかつ著作物に含まれたデータベース、他の情報の全部若しくは一部の所有者を意味する。

4 準拠法:ライセンス契約は、抵触法の規定とは関係なく、日本法を準拠法とし、管轄裁判所を東京地方裁判所とする。